

調達要求番号：1SH51A10026

個別（役務）仕様書			
物品番号	GS011244482	作成	令和3年12月23日
駐屯地警備監視装置の修理			

## 1 総則

### 1.1 概要範囲

この仕様書は、陸上自衛隊与那国駐屯地において実施する駐屯地警備監視装置の修理について規定する。

### 1.2 法令・安全管理

本役務は、法令・関係規則等を遵守し実施する。特に安全管理には、万全な処置を講じ事故防止に努めること。

## 2 修理に関する要求

### 2.1 一般的要求事項

この修理は、駐屯地警備監視装置の機能を回復し、運用可能な状態にするための修理を実施する。

### 2.2 修理対象品目等

品名	型式等	数量	故障状況 (修理予測箇所)
カメラ	MIKAMI 屋外用一体型巡回カメラ PTC-118	5	1 撮影機能不良 2 旋回機能不能 3 ワイパー機能不良 4 ズーム機能不良
モニター	JVC 液晶モニター QD-W232	3	表示機能不良
ハードディスク	JVC ハードディスクユニット VR-HDD800A	1	1 記録機能不良 2 再生機能不良

### 2.3 修理要領

本役務は、2.2で指定された品目を修理又は交換し、適切な作業管理の下に故障箇所の調整、交換、溶接、びょう締め、補強などによって欠陥を是正するものとする。修理要領の細部は、契約の相手方の計画によるものとする。

### 2.4 修理対象場所

修理対象場所は、与那国駐屯地庁舎地区及び久部良地区とする。細部は、監督官の指示を受けるものとする。また、製造メーカーにおいて機器修理が必要な場合には、官側の許可を得て、契約の相手方の責任により輸送し、修理するものとする。

## 2.5 人員・期間など

人員は契約の相手方の計画によるものとし、本役務完了時期は令和4年3月31日とする。

## 2.6 交換済み部品などの処置

交換済み部品などが発生した場合は、官側へ引渡しを行うものとする。細部は、現地において協議するものとする。

## 2.7 工程表の提出

本役務着手に先立ち、実施時期等を契約担当官等と協議し、工程表（様式随意）を提出する。

## 2.8 作業記録の提出

本役務の写真は、必要の都度、官側の許可を得て、カメラ（カラー）またはデジタルカメラを使用し、作業前・作業中・作業完了後、修理箇所及び契約担当官等の指示する所を撮影し、簿冊に整理して1部契約担当官等に提出する。また、撮影した写真全てを官側に掲示し、確認を受けるものとする。

## 3 検査・監督

3.1 監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

3.2 修理完了後、監督官立会の下、機能点検を実施し正常に動作することを確認する。なお、本修理実施にもかかわらず正常に動作しない場合は、その原因を究明するとともに正常に動作するために必要な処置について監督官に報告する。

## 4 秘密保全

4.1 契約の相手方は、整備実施場所において写真などの撮影を官側の許可なく行ってはならない。

4.2 契約の相手方は、この契約の履行に当たり直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用、その他への公表などは官側の許可なく行ってはならない。また、この契約終了後も同様とする。

## 5 保証期間

この契約の保証期間は、修理完了時期から1年間とする。

## 6 官側の支援

契約の相手方の器材及び人員で修理を実施できない場合は、事前に又は現地において契約担当官等に申請し、官側の支援を受けることができる。

## 7 不具合などの処理

この契約の履行に当たり、不具合などが発生した場合は、速やかに契約担当官等の指示を受けるものとする。

## 8 仕様書に関する疑義

仕様書について疑義が生じた場合は、契約の相手方と契約担当官等において協議するものとする。